

富山県庁における 「勤務間インターバル宣言」について

- **行政を取り巻く環境が変化するなか、様々な行政課題に迅速な対応が必要**



限りある人材・時間で質の高い仕事求められる

- **業務の効率化・組織の生産性の向上が課題**

「勤務間インターバル」とは？

勤務終了後、一定時間以上の「休息時間」(インターバル時間)を設けて、生活時間や睡眠時間を確保すること

(効果)

- 疲労回復
- 仕事への集中力・生産性の向上
- 健康保持・ウェルビーイングの向上

勤務間インターバル試行制度

令和5年6月1日～

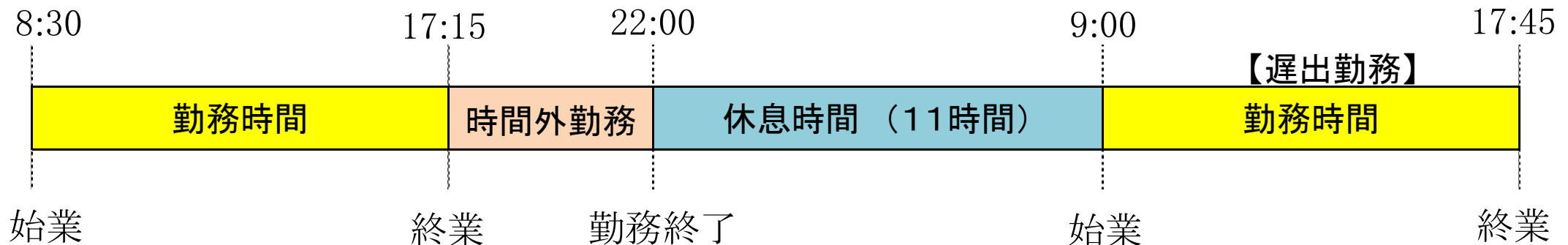
県庁「勤務間インターバル試行制度」導入

勤務終了後、翌日の勤務開始までの間に
原則11時間以上の休息時間(インターバル時間)
を確保

しっかり休む、きちんと働く

勤務時間が午前8時30分～午後5時15分で
前日の勤務終了時刻が午後9時30分以降の職員

- (例) ・月曜日 午後10時勤務終了 (休息時間11時間)
・火曜日 午前9時勤務開始【遅出勤務】
午後5時45分勤務終了



勤務間インターバル宣言